

資格検定 NEWS

「消防設備士試験」とは

消火器やスプリンクラー設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの避難設備の設置工事、点検整備を行うことができる日本の国家資格である。消防用設備の工事又は整備は消防設備士でなければ行えないよう規定されている。

【甲種】指定区分に応じた消防用設備等の工事、整備及び点検をすることができる

- 甲種第一類 - 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備
- 甲種第二類 - 泡消火設備
- 甲種第三類 - 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
- 甲種第四類 - 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備
- 甲種第五類 - 金属製避難はしご、救助袋、緩降機
- 甲種特類 - 特殊消防用設備等

【乙種】指定区分に応じた消防用設備等の整備及び点検をすることができる。甲種と違い工事は出来ない。

- 乙種第一類 - 甲種第一類と同じ
- 乙種第二類 - 甲種第二類と同じ
- 乙種第三類 - 甲種第三類と同じ

- 乙種第四類 - 甲種第四類と同じ
- 乙種第五類 - 甲種第五類と同じ
- 乙種第六類 - 消火器
- 乙種第七類 - 漏電火災警報器

【注意点】甲種に第六類と第七類がないのは、消火器はホームセンターなどで購入し設置については他のものと比べ容易にでき、漏電火災警報器はこれを設置できるのは電気工事士のみだからである。ただし、整備・点検にあってはきちんと行われていないと危ないため乙種が存在する。



甲種特類		特殊消防用設備等
甲種又は乙種	第1類	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 屋外消火栓設備
	第2類	泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
	第4類	自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 消防機関へ通報する火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご 救助袋 緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

電気工事士取得者

筆記試験のうち、「消防関係法令」を除き、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除となります。

更に、実技試験において、甲種第4類・乙種第4類を受験する場合は、鑑別等試験の問1が免除になり、乙種第7類の場合は、全問が免除となります。